

広域振興局長

提出者 東北KAT株式会社

住所 〒024-0051 岩手県北上市相去町山根梨の木43-130

氏名 取締役社長 長井 広光

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	東北KAT株式会社	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県北上市相去町山根梨の木43-130	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	1,561 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
東北KAT株式会社	岩手県北上市相去町山根梨の木43-130	1,561 kℓ
		kℓ
		kℓ

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の直



別紙 その1 (工場又は事業場用)

1 二酸化炭素の排出の状況及び排出量の計画

二酸化炭素排出量 (2022 年度使用量)

エネルギー使用量			二酸化炭素の排出状況			
項目	使用量 (A)	原油換算量 (kℓ)	排出係数(B)	排出量 (A×B) (t-CO ₂)		
原油 (コンデンセートを除く)	kℓ		2.62 t-CO ₂ /kℓ			
原油のうちコンデンセート (NGL)	kℓ		2.38 t-CO ₂ /kℓ			
揮発油	1 kℓ	1	2.32 t-CO ₂ /kℓ	2.6		
ナフサ	kℓ		2.24 t-CO ₂ /kℓ			
灯油	kℓ		2.49 t-CO ₂ /kℓ			
軽油	1 kℓ	1	2.58 t-CO ₂ /kℓ	2.7		
A重油	52 kℓ	53	2.71 t-CO ₂ /kℓ	141.5		
B・C重油	kℓ		3.00 t-CO ₂ /kℓ			
石油アスファルト	t		3.12 t-CO ₂ /t			
石油コークス	t		2.78 t-CO ₂ /t			
石油ガス	液化石油ガス (LPG)	316 t	415	3.00 t-CO ₂ /t	949.0	
	石油系炭化水素ガス	千m ³		2.34 t-CO ₂ /千m ³		
可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t		2.70 t-CO ₂ /t		
	その他可燃性天然ガス	千m ³		2.22 t-CO ₂ /千m ³		
石炭	原料炭	t		2.61 t-CO ₂ /t		
	一般炭	t		2.33 t-CO ₂ /t		
	無煙炭	t		2.52 t-CO ₂ /t		
石炭コークス	t		3.17 t-CO ₂ /t			
コールタール	t		2.86 t-CO ₂ /t			
コークス炉ガス	千m ³		0.85 t-CO ₂ /千m ³			
高炉ガス	千m ³		0.33 t-CO ₂ /千m ³			
転炉ガス	千m ³		1.18 t-CO ₂ /千m ³			
その他の燃料	都市ガス	千m ³		2.23 t-CO ₂ /千m ³		
	()	()		0.00 t-CO ₂ /()		
	()	()		0.00 t-CO ₂ /()		
産業用蒸気	GJ		0.06 t-CO ₂ /GJ			
産業用以外の蒸気	GJ		0.06 t-CO ₂ /GJ			
温水	GJ		0.06 t-CO ₂ /GJ			
冷水	GJ		0.06 t-CO ₂ /GJ			
小計		470		1,095.8		
電気	電気事業者	昼間買電	3185 kWh	819	0.488 t-CO ₂ /kWh	1,554.4
		電気需要平準化時間	1022 kWh	263		
		夜間買電	1135 kWh	272	0.488 t-CO ₂ /kWh	554.0
	その他	上記以外の買電	kWh		0.550 t-CO ₂ /kWh	
		自家発電	kWh			
小計	4,320 kWh	1,091		2,108.4		
合計		1,561		3,204.2		
※ 燃料を用いて自家発電した電気のうち、他社に販売した量	kWh		t-CO ₂ /kWh			
合計		1,561		3,204.2		

- 備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
- 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
- 3 エネルギー使用量の使用量(A)の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。
- 4 「夏期・冬期における電気需要平準時間帯」については、昼間買電の内数であるため「()」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないでください。
- 5 「燃料を用いて自家発電した電気」を他者に販売した場合、その量と排出係数を適切な方法で算出し、※の行に正の値で入力してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組 (計画)

【目標値】

- ・最終目標として、2050年時点で2013年比で100%削減する。
- ・中間目標として、2030年時点で2013年比で50%削減する。
- ・CO2排出量を2019年比で毎年5%以上削減する。

【具体的な取組】

○省エネルギー

①電気

- ・事務所や食堂の窓ガラスにフィルムを取付し、遮熱/断熱性向上による、年間5,687kWhの空調負荷低減を行う。
- ・空調室外機に塗料を施工し、遮熱/断熱性向上による、年間20,754kWhの空調負荷低減を行う。
- ・省エネ性能の高い家電機器へ更新/集約による、年間1,458kWhの使用電力量削減を行う。

②A重油

- ・冷温水発生器の出口温度を1°C以上緩和し、稼働負荷低減による、A重油使用量2%低減を行う。
- ・温度設定/管理徹底による、A重油使用量3%削減継続。

③LPG

- ・夜勤の生産負荷を調整し、生産を日勤集約させることで、夜勤生産ライン停止による、LPG使用量10%低減を行う。
- ・生産終了時、生産ライン(空調、乾燥炉)停止徹底による、LPG使用量2%削減継続。
- ・ボイラの使用台数制限(4台中2台使用)による、LPG使用量3%削減継続。

○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

- ・工場の屋根に太陽光パネルを設置し、年間432,226kWhの発電を行う。

○自動車利用抑制

- ・掲示物や呼び掛け等で「ノーマイカーデー」を推進し、通勤時に自転車または公共交通機関の利用を促す。
- ・来客者に対して、乗り合わせにより可能な限り少ない台数での来社を呼びかける。

○輸送の合理化

- ・定期的な荷受けがある仕入先は、デポ倉庫を経由することで、配送距離やリードタイム短縮を行う。
- ・共同輸送や各取引先の積み合わせ輸送を行い、輸送効率の向上を行う。

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

- ・月初にエネルギー使用量/CO2排出量の目標値及び実績値を社内展開することで、省エネ意識向上を図る。
- ・入社教育時、受講者への環境問題/省エネに関する知識定着を目的とした、教育を行う。
- ・環境に関する外部セミナーの案内を積極的に行い、社員への省エネに対しての知識定着を推進する。
- ・グループ会社と省エネ取組内容を共有し、参考事例は自社に取り入れることで、省エネ活動を活性化させる。

(3) 計画の達成度の把握方法

- ・エネルギー使用量/CO2排出量の実績に関して、月次の委員会開催時に実績を社長及び、環境委員へ報告するとともに、悪化時は委員会内で原因を確認し、改善を行う。
- ・同様に省エネの改善内容に関しても、月次の委員会開催時に進捗状況を社長及び、環境委員へ報告するとともに、進捗に遅れがある際は、原因を確認し、計画通り進行できる様、改善を行う。

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項

- ①産廃物の分別を徹底し、リサイクル可能な物を増やすことで、資源の有効活用を促進する。
- ②昼食時、マイコップや会社貸出用コップ/箸を利用することで、割り箸や紙コップの利用削減を行う。
- ③井水を活用し、上水利用量を削減することで、上水供給に発生する電力及び、CO2排出量削減を促進する。
- ④コピー用紙使用量削減
 - ・社内資料については裏紙を利用する事で用紙削減及び廃却量削減の継続。
 - ・取引先からの指示がない限り、複数ページを跨ぐ資料の印刷は、全て両面コピーとする。
 - ・電子掲示を活用することで、紙で張り出しを行っている掲示物の用紙使用量削減を行う。
 - ・日々の生産実績を紙に記載する運用を廃止し、生産管理システムを導入することで、紙利用削減を行う。

別紙 その2 (自動車用)

1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量 (年度)

自 動 車		二酸化炭素の排出		
燃料別	保有台数	燃料使用量	排出係数 (B)	排出量
ガソリン	()	ℓ	2.32 kg-CO ₂ /ℓ	kg-CO ₂
軽油	()	ℓ	2.58 kg-CO ₂ /ℓ	kg-CO ₂
LPG	()	kg	3.00 kg-CO ₂ /kg	kg-CO ₂
電気	()	kWh	0.488 kg-CO ₂ /kWh	kg-CO ₂
その他	()		kg-CO ₂ /()	kg-CO ₂
合計	()			kg-CO ₂

備考1 保有台数欄の () には、ハイブリッド車の台数 (内数) を記載してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成11年政令第143号) の第3条の規定により算定してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

【目標値】

【具体的な取組】

エコドライブ

輸送の合理化

電動車

自動車利用抑制

備考 主に次のことを記載してください。

- ・エコドライブの取組 (駐車時のエンジン停止、急発進や急加速の抑制等)
- ・輸送方法の合理化に関する取組
- ・電動車 (ハイブリッド自動車、電気自動車等) の導入
- ・輸送業務以外での自動車利用の抑制に係る取組

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項